

変更前（変更点に下線）

2021年4月16日 施行  
2022年4月1日 変更

# 災害等復旧費用の相互扶助 運用要領

2022年4月



変更後（変更点に下線）

2021年4月16日 施行  
2022年4月1日 変更  
2024年4月1日 変更

# 災害等復旧費用の相互扶助 運用要領

2024年4月



変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>1. はじめに</p> <p>(1)本運用要領について</p> <p>本運用要領は、災害等復旧費用の相互扶助制度（以下「本制度」という。）に関する業務を円滑に実施するため、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第 176 条の 15 の規定に基づき作成し、本制度の運用の指針とするものである。</p> <p>なお、本運用要領の改訂に際しては、本機関からの公表日<u>もしくは</u>改訂内容に係る本機関規程類の経済産業大臣認可のいずれか遅い方をもって効力を有するものである。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>(1)本運用要領について</p> <p>本運用要領は、災害等復旧費用の相互扶助制度（以下「本制度」という。）に関する業務を円滑に実施するため、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第 176 条の 15 の規定に基づき作成し、本制度の運用の指針とするものである。</p> <p>なお、本運用要領の改訂に際しては、本機関からの公表日<u>または</u>改訂内容に係る本機関規程類の経済産業大臣認可のいずれか遅い方をもって効力を有するものである。</p>
<p>(2)本運用要領に用いる用語の定義について</p> <p>本運用要領で使用する用語については、次の<u>とおり</u>定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>停電開始日</u>」とは、被災事業者の供給エリアにおいて、申請対象災害を起因とする停電が発生した日をいう。</li> <li>・「<u>仮復旧終了扱い日</u>」とは、99%停電が復旧した日をいう。</li> <li>・<u>(新設)</u></li> </ul>	<p>(2) 本運用要領に用いる用語の定義について</p> <p>本運用要領で使用する用語については、次の<u>通り</u>定義する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>停電発生日</u>」とは、被災事業者の供給エリアにおいて、申請対象災害を起因とする停電が発生した日をいう。</li> <li>・「<u>仮復旧終了扱い日</u>」とは、<u>最大停電軒数から</u>99%停電が復旧した日をいう。</li> <li>・「<u>日</u>」とは、<u>暦日のことであり、0時から24時までのものとする。</u></li> </ul>
<p>2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて</p> <p>(1)拠出金・積立基準額の設定について</p> <p>イ. 設定方法</p> <p>基本的には、積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定し、拠出金は、過去の実績から想定される1年あたりの平均交付金額に、数年に一度発生するような大規模災害に対応するための積立分を加算して設定する。</p> <p>ただし、現行料金制度下では交付の実績もまだなく、金額を算出する根拠となる額も正確に出すことが難しいため、2025年度までの間、経済産業省から通知を受けた額を踏まえて算定する。</p> <p>ウ. 拠出金及び積立基準額の決議</p> <p>本機関は、<u>上記の方法</u>により算定された拠出金及び積立基準額を、理事会の決議を経て決定する。</p>	<p>2 拠出金・積立基準額に関する手続きについて</p> <p>(1)拠出金・積立基準額の設定について</p> <p>イ. 設定方法</p> <p>基本的には、積立基準額は、十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえて設定し、拠出金は、過去の実績から想定される1年あたりの平均交付金額に、数年に一度発生するような大規模災害に対応するための積立分を加算して設定する。</p> <p>ただし、現行料金制度下では交付の実績もまだなく、金額を算出する根拠となる額も正確に出すことが難しいため、2025年度までの間、経済産業省から通知を受けた額を踏まえて算定する。</p> <p>ウ. 拠出金及び積立基準額の決議</p> <p>本機関は、<u>イ</u>により算定された拠出金及び積立基準額を、理事会の決議を経て決定する。</p>
<p>(3)拠出金の支払いに関する手続きについて</p> <p>イ. 拠出金請求額の決裁</p> <p>前年度末の積立残高が確定し、積立残高が積立基準額以下であれば、当該年度の各社への拠出金配分額を理事会にて決議する。ただし、業務規程第176条の9の規定により、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者に対して拠出金を請求しないことを決議する（4月上旬目途）。</p>	<p>(3)拠出金の支払いに関する手続きについて</p> <p>イ. 拠出金請求額の決裁</p> <p>前年度末の積立残高が確定し、積立残高が積立基準額以下であれば、当該年度の各社への拠出金配分額を理事会にて決議する。ただし、業務規程第176条の9の規定により、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者及び配電事業者に対して拠出金を請求しないことを<u>理事会にて</u>決議する（4月上旬目途）。</p>
<p>ウ. 拠出金の請求</p> <p>本機関は、各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求する拠出金が理事会にて決議されたのち、速やかに各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求書（請求しない場合には通知書）を<u>郵送</u>する。</p>	<p>ウ. 拠出金の請求</p> <p>本機関は、各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求する拠出金が理事会にて決議されたのち、速やかに各一般送配電事業者及び配電事業者へ請求書（請求しない場合には通知書）を<u>送付</u>する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)																		
<p>3 申請・交付に関する手続きについて</p> <p>(1) 交付対象となる災害基準要件について</p> <p>災害基準要件及び<u>その判断に使用するデータは以下の通りとし、被災事業者は、災害が災害基準要件に適合するかを確認し、該当していた場合に申請することができる。</u></p> <p>(災害基準要件の一覧)</p> <table border="1" data-bbox="94 388 1457 762"> <thead> <tr> <th>判断 タイミング</th> <th>災害基準要件</th> <th>具体的判断材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後</td> <td>・ (台風・豪雨) 1時間降水量が 80mm 以上を観測した場合</td> <td>・ 気象庁データ他</td> </tr> <tr> <td>事後</td> <td>・ (災害共通) 相互扶助制度の対象費用が 5 億円以上、あるいは年間想定需要 (kWh) ×1 銭以上</td> <td>・ 事業者が申請する対象費用 ・ <u>供給計画の年間想定需要 (使用端)</u></td> </tr> </tbody> </table>	判断 タイミング	災害基準要件	具体的判断材料	発災直後	・ (台風・豪雨) 1時間降水量が 80mm 以上を観測した場合	・ 気象庁データ他	事後	・ (災害共通) 相互扶助制度の対象費用が 5 億円以上、あるいは年間想定需要 (kWh) ×1 銭以上	・ 事業者が申請する対象費用 ・ <u>供給計画の年間想定需要 (使用端)</u>	<p>3 申請・交付に関する手続きについて</p> <p>(1) 交付対象となる災害基準要件について</p> <p>災害基準要件及び<u>具体的判断材料は次の通りとし、被災事業者は、災害が<u>いずれかの判断タイミング</u>において次の災害基準要件に該当する場合に申請することができる。</u></p> <p>(災害基準要件の一覧)</p> <table border="1" data-bbox="1510 388 2873 762"> <thead> <tr> <th>判断 タイミング</th> <th>災害基準要件</th> <th>具体的判断材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災直後</td> <td>・ (台風・豪雨) <u>最大</u> 1時間降水量が 80mm 以上を観測した場合</td> <td>・ 気象庁データ他</td> </tr> <tr> <td>事後</td> <td>・ (災害共通) 相互扶助制度の対象費用が 5 億円以上、あるいは年間想定需要 (kWh) ×1 銭以上</td> <td>・ 事業者が申請する対象費用 ・ <u>当該災害発生年度における、「全国及び供給区域毎の需要想定」の年間想定需要 (使用端)</u></td> </tr> </tbody> </table>	判断 タイミング	災害基準要件	具体的判断材料	発災直後	・ (台風・豪雨) <u>最大</u> 1時間降水量が 80mm 以上を観測した場合	・ 気象庁データ他	事後	・ (災害共通) 相互扶助制度の対象費用が 5 億円以上、あるいは年間想定需要 (kWh) ×1 銭以上	・ 事業者が申請する対象費用 ・ <u>当該災害発生年度における、「全国及び供給区域毎の需要想定」の年間想定需要 (使用端)</u>
判断 タイミング	災害基準要件	具体的判断材料																	
発災直後	・ (台風・豪雨) 1時間降水量が 80mm 以上を観測した場合	・ 気象庁データ他																	
事後	・ (災害共通) 相互扶助制度の対象費用が 5 億円以上、あるいは年間想定需要 (kWh) ×1 銭以上	・ 事業者が申請する対象費用 ・ <u>供給計画の年間想定需要 (使用端)</u>																	
判断 タイミング	災害基準要件	具体的判断材料																	
発災直後	・ (台風・豪雨) <u>最大</u> 1時間降水量が 80mm 以上を観測した場合	・ 気象庁データ他																	
事後	・ (災害共通) 相互扶助制度の対象費用が 5 億円以上、あるいは年間想定需要 (kWh) ×1 銭以上	・ 事業者が申請する対象費用 ・ <u>当該災害発生年度における、「全国及び供給区域毎の需要想定」の年間想定需要 (使用端)</u>																	
<p>(2) 申請について</p> <p>ア. 申請方法</p> <p>被災事業者は、災害が災害基準要件に<u>適合</u>している場合、災害ごとに、本機関へ所定の書式により申請する。なお、応援事業者の費用は、応援事業者から被災事業者に請求された金額を以って、被災事業者が申請する。申請内容には、「該当する災害基準要件」、「被災状況」、「追加申請の有無」等を記載する。</p>	<p>(2) 申請について</p> <p>ア. 申請方法</p> <p>被災事業者は、災害が災害基準要件に<u>該当</u>している場合、災害毎に、本機関へ所定の書式により申請する。なお、応援事業者の費用は、応援事業者から被災事業者に請求された金額を以って、被災事業者が申請する。申請内容には、「該当する災害基準要件」、「被災状況」、「追加申請の有無」等を記載する。</p>																		
<p>イ. 申請時提出書類</p> <p>被災事業者は、申請書に<u>下記の書類を添付して本機関へ申請する。申請書は原則として原紙を郵送する。ただし、添付書類はコピーも可とする。</u></p> <p>・ <u>但し</u>、本機関より被災事業者（被災事業者分）や応援事業者（応援事業者分）に問い合わせた場合には、速やかに証憑を示すこととする。</p>	<p>イ. 申請時提出書類</p> <p>被災事業者は、申請書に<u>次の書類を添付して本機関へ申請する（申請方法は申請書をはじめ、全ての書類について電子データによる提出を可とする）。</u></p> <p>・ <u>ただし</u>、本機関より被災事業者（被災事業者分）や応援事業者（応援事業者分）に問い合わせた場合には、速やかに証憑を示すこととする。</p>																		
<p>ウ. 申請開始日と申請期限</p> <p>申請開始日は仮復旧終了扱い日の翌日とし、申請期限は<u>その 6 か月以内とする（ただし、2020 年度に発生した災害に対する申請に関しては、2021 年 4 月 1 日以降の相互扶助制度が開始となった日を申請開始日とする）。</u>なお、申請期限以降は、特別な事由がない限り、申請の権利が消滅する。</p>	<p>ウ. 申請開始日と申請期限</p> <p>申請開始日は仮復旧終了扱い日の翌日とし、申請期限は<u>申請開始日から 6 か月以内とする。</u>なお、申請期限の<u>翌日以降は</u>、特別な事由がない限り、申請の権利が消滅する。</p>																		

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
(3) 申請対象費用及び証憑について ア. 申請対象の定義 停電からの早期復旧に資する費用として、 <u>以下の二種類</u> を申請対象費用とする。		(3) 申請対象費用及び証憑について ア. 申請対象費用の定義 停電からの早期復旧に資する費用として、 <u>次の2種類</u> を申請対象費用とする。	
①他電力等からの応援に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応援事業者が行う作業は基本的に仮復旧とし、<u>すべて</u>交付対象とする。</li> <li>・なお、被災エリアの一般送配電事業者と配電事業者の双方が、管外の一般送配電事業者等から応援を受けた場合、その総額について、一般送配電事業者と配電事業者の停電量で按分の上、交付対象費用を算出する。</li> </ul>	①他電力等からの応援費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 応援事業者が行う作業は基本的に仮復旧とし、<u>全て</u>交付対象とする。</li> <li>ロ) なお、被災エリアの一般送配電事業者と配電事業者の双方が、管外の一般送配電事業者等から応援を受けた場合、その総額について、一般送配電事業者と配電事業者の停電量で按分の上、交付対象費用を算出する。</li> </ul>
②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>直接的に仮復旧に資する関連費用を交付対象とする。</u></li> <li>・資機材関連費用は、災害時連携計画の仮復旧手順にある資機材及び工法によるものを基本とし、その他の場合は、申請者より具体的な内容を説明の上、別途判断する。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用	<p>(1) 本復旧費用と明確に区分可能な仮復旧費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 「<u>資機材の材料費・輸送費</u>」の資機材関連費用は、災害時連携計画の仮復旧手順に記載の資機材及び工法によるものを基本とし、その他の場合は、申請者より具体的な内容を説明の上、別途判断する。</li> <li>ロ) 「<u>人員の移動・宿泊</u>」、「<u>電源車等の燃料・移動・点検費</u>」、「<u>迅速な停電復旧に資する費用</u>」及び「<u>その他他電力応援に必要な費用</u>」は、原則、仮復旧と本復旧とを明確に区分可能であると判断できるため、その用途及び使用期間が妥当である場合、<u>全額を対象とする。</u></li> <li>ハ) 「<u>委託費</u>」は、本復旧費用と明確に区分可能な仮復旧費用は「<u>区分可</u>」として、<u>全額を対象とする。</u></li> </ul> <p>(2) 仮復旧と本復旧費用とを明確に区分出来ない費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 「<u>時間外労務費・日当</u>」は、仮復旧と本復旧費用とを明確に区分出来ない費用と整理し、原則として、<u>停電発生日から仮復旧終了扱い日までを対象とする。</u></li> <li>ロ) 仮復旧と本復旧費用とを明確に区分出来ない委託費は、「<u>区分不可</u>」として、<u>委託日数を停電発生日または委託開始日のいずれか遅い方の日から仮復旧終了扱い日までの日数で按分した額を対象とする。</u></li> </ul> <p>※詳細事例については、次のイ「申請対象に関する詳細事例」を参照。</p>

変更前 (変更点に下線)		変更後 (変更点に下線)	
(新設)		イ. 申請対象に関する詳細事例 ①仮復旧終了扱い日後も申請対象とする場合	
(新設)	(新設)	(1) 継続して行った停電復旧	・ 仮復旧終了扱い日以降、本復旧費用と明確に区分可能な仮復旧費用
②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期の停電解消に結びつかなくとも、例えば、発電所に繋がっている送電線の復旧など、供給信頼度を保つための仮復旧も交付対象に含む。</li> <li>・ 系統切替等で停電復旧した場合も被災前系統での送電を前提に相互扶助の対象とするが、仮工事が長期化する場合もあることから、原則として、仮復旧終了扱い日から概ね1ヶ月以内の工事に限定する (本内容に係る電源車及び人の帰路にかかる費用に関しても、同様の期間までとする)。</li> <li>・ 仮復旧とその他の区分けが明確でないカテゴリーは、停電発生日から仮復旧終了扱い日までに生じた額を交付対象とする (但し、離島への事前派遣など発災前に対応した時間外労務費や宿泊費は対象とする)。</li> </ul>	(2) 停電が解消された後に行った停電復旧	<p>(停電の未然防止のために行った仮復旧費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期の停電解消に結びつかなくとも、例えば、土砂災害に伴う送電設備の損傷により、一回線で送電する状況になった場合、そのまま放置しておけば更なる停電を引き起こす可能性があるため、通常のリターン線に復旧するなど、停電の未然防止のために行った仮復旧費用は対象とする。</li> </ul> <p>(既設の供給状況までに回復させるために行った仮復旧費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期に停電復旧させるため、系統切替等により停電した地域へ送電をしている間に行った、既設の供給状況までに回復させるために行った電線路等の仮工事も対象とする。ただし、当該仮工事が長期化する場合もあることから、原則として、仮復旧終了扱い日から概ね1ヶ月以内の工事に限定する。</li> </ul>
(新設)	(新設)	(3) その他	・ 帰路に関する諸経費
(新設)		②申請対象となる場合で、当該災害が災害基準要件に該当するよりも前に発生した停電について原則対象とするが、該当する災害基準要件が「発災前」要件のみの場合は、停電との因果関係が不明確であるため、対象外とする。	
(新設)		③停電が99%復旧後、再度停電が発生した場合について 当該災害により発生した停電であることが明らかな場合は対象とし、再び停電が99%復旧した時点をもって、仮復旧終了扱いとする。	

変更前 (変更点に下線)

変更後 (変更点に下線)

(新設)

ウ. 本制度の対象とすべき停電

原則、公開している停電件数の推移により判断する。公開している停電件数が0になった時点で本制度の対象となる工事は全て終了と取り扱う (一部、帰路旅費などを除く)。ただし、公開している停電件数が0となった以降も停電が継続しており、そこに居る人の生命、安全及び健康が脅かされるおそれがあり、かつ、当該災害により発生した停電であることが明らかな場合には、当該施設への仮復旧工事については対象とするものとする。

(施設の事例) 避難所、病院、特養老人ホーム等

イ. 具体的な対象費用及び証憑

対象費用の 카테고리ごとの定義と具体的な費用項目は下記の表の通りとし、費用項目の対象事例及び必要な証憑の一覧は【別紙3】にて記載する。

なお、仮復旧を行うために必須となる地方自治体等からの要請に対応する費用は交付対象とする。

<対象費用の定義一覧表>

No.	費用項目	応援	被災	定義
1	時間外労務費・日当	○	○	<p>&lt;共通&gt;・時間外労務費：災害対応の業務に専念した社員、災害対応の業務に携わった社員及び発災前における事前準備に携わった社員が対象 ：各事業者の旅費規程の内容に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日当</li> <li>・(新設)</li> <li>・(新設)</li> <li>・(新設)</li> </ul>
3	人員の移動・宿泊費	○	○	<p>&lt;共通&gt;・自宅あるいは勤務先と作業従事場所間の移動のほか、作業従事場所から宿泊施設あるいは別の作業従事場所間の移動も対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊費については原則として各社の旅費規程による。</li> <li>・(新設)</li> </ul>
4	電源車等の燃料・移動・点検費	○	○	<p>&lt;共通&gt;・電源車等の関連費用は全て交付対象とする。</p>
5	委託費	○	○	<p>&lt;被災&gt;・仮復旧への対応であることが明確な委託契約は、全額を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮復旧とその他の区別が明確でない委託契約は、その委託事業者が当該期間 (99%停電解消) に要した費用を対象とする。</li> <li>・具体的には、委託契約期間 (工事期間) を分母とし、委託契約開始日若しくは停電発生日の遅い方から仮復旧終了扱い日までの日数で日割り計算した費用 (小数点以下、四捨五入) とする。</li> </ul>

エ. 具体的な対象費用及び証憑

対象費用の カテゴリ毎の定義と具体的な費用項目は次の表の通りとし、費用項目の対象事例及び必要な証憑の一覧は【別紙3】にて記載する。

なお、仮復旧を行うために必須となる地方自治体等からの要請に対応する費用は交付対象とする。

<対象費用の定義一覧表>

No.	費用項目	応援	被災	定義
1	時間外労務費・日当	○	○	<p>&lt;共通&gt;・時間外労務費：災害対応の業務に専念した社員、災害対応の業務に携わった社員及び発災前における事前準備に携わった社員が対象 ：各事業者の旅費規程の内容に準ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日当</li> <li>・これらの費用は、停電発生日から仮復旧終了扱い日までを対象とする。</li> <li>・ただし、離島等への渡航等、事前対応が認められた場合は、停電発生前であっても対象期間と認める。</li> <li>・仮復旧終了時刻を明確に把握できる場合には、当該時刻までを対象期間とする。</li> </ul>
3	人員の移動・宿泊費	○	○	<p>&lt;共通&gt;・自宅あるいは勤務先と作業従事場所間の移動のほか、作業従事場所から宿泊施設あるいは別の作業従事場所間の移動も対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊費については原則として各社の旅費規程による。</li> <li>・通常の通勤交通費が払われており、ルート及び交通手段も同じであれば対象外とする。また、通常のルート及び交通手段を変更して申請する場合には、その理由も説明できるようにすること。</li> </ul>
4	電源車等の燃料・移動・点検費	○	○	<p>&lt;共通&gt;・当該災害に際し発生した電源車等の維持・運転に関連する費用は全て交付対象とする。</p>
5	委託費	○	○	<p>&lt;被災&gt;・仮復旧への対応であることが明確な委託契約は、<u>期間を問わず</u>全額を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮復旧とその他の区別が明確でない委託契約は、その委託事業者が当該期間 (99%停電解消) に要した費用を対象とする。具体的には、委託契約期間 (工事期間) を分母とし、委託契約開始日若しくは停電発生日の遅い方から仮復旧終了扱い日までの日数で日割り計算した費用 (小数点以下、四捨五入) とする。</li> </ul>

変更前 (変更点に下線)

変更後 (変更点に下線)

<費用項目の一覧 (応援事業者)>

カテゴリー	No.	費用項目
4. 電源車等の燃料・移動・点検費	23	車両用燃料代金(ガソリン・軽油等)
	24	高速道路利用代金
	25	簡易発電機用燃料代金(ガソリン・軽油・オイル等)
	26	電源車点検代金
	27	その他費用

<費用項目の一覧 (応援事業者)>

カテゴリー	No.	費用項目
4. 電源車等の燃料・移動・点検費	23	車両用燃料代金(ガソリン・軽油等)
	24	高速道路利用代金
	25	簡易発電機(ポータブル発電機)用燃料代金(ガソリン・軽油・オイル等)
	26	電源車点検代金
	27	その他費用

<費用項目の一覧(被災事業者)>

カテゴリー	No.	費用項目
4. 電源車等の燃料・移動・点検費	21	車両用燃料代金(ガソリン・軽油等)
	22	高速道路利用代金
	23	簡易発電機用燃料代金(ガソリン・軽油・オイル等)
	24	電源車点検代金
	25	その他費用

<費用項目の一覧(被災事業者)>

カテゴリー	No.	費用項目
4. 電源車等の燃料・移動・点検費	21	車両用燃料代金(ガソリン・軽油等)
	22	高速道路利用代金
	23	簡易発電機(ポータブル発電機)用燃料代金(ガソリン・軽油・オイル等)
	24	電源車点検代金
	25	その他費用

(4) 交付額の決定について

オ. 運営委員会への報告

理事会にて決議した交付実績について、一定期間ごとにまとめて運営委員会へ報告する。

(4) 交付額の決定について

オ. 運営委員会への報告

理事会にて決議した交付実績について、一定期間毎にまとめて運営委員会へ報告する。

(新設)

(7) 目的外使用の禁止について

本機関は、事業者より提出された資料について、本制度における審査以外の目的のために使用しない。

(新設)

5 消費税における取扱いについて

抛出金及び交付金ともに不課税として取り扱う。